

## 上場手数料等に関する規則等の一部改正新旧対照表

### 目次

(ページ)

- ・ 上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 1
- ・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 3
- ・ 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 4
- ・ 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 5

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>新規上場申請者(当取引所のみを上場申請を行った新規上場申請者を除く。)</u>の営業の主体が名古屋周辺以外にある場合、又は新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の証券取引所に上場されている場合には、前項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。ただし、当取引所が別に定めるものについてはこの限りでない。</p> <p>(2) 上場会社が新たに発行する株券の上場申請をする場合において、<u>当該上場会社(当取引所のみを上場している株券の発行者を除く。)</u>の営業の主体が名古屋周辺以外にあるものについては、前項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。</p> <p>(3) 上場廃止された株券が上場廃止後6か月以内に再上場される場合(上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。)又は上場廃止された株券が他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の上場手数料については、<u>これを免除することができる。</u></p> <p>(4)~(8) (略)</p> | <p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 株券の上場手数料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 新規上場申請者の営業の主体が名古屋周辺以外にある場合、又は新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の証券取引所に上場されている場合には、前項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。ただし、当取引所が別に定めるものについてはこの限りでない。</p> <p>(2) 上場会社が新たに発行する株券の上場申請をする場合において、当該上場会社の営業の主体が名古屋周辺以外にあるものについては、前項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。</p> <p>(3) 上場廃止された株券が上場廃止後6か月以内に再上場される場合(上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。)又は上場廃止された株券が他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の上場手数料については、<u>上場廃止された株券の発行者が上場廃止前に納付した上場手数料の額を限度として、当該株券の上場に際して請求すべき金額から控除することができる。この場合において、「上場廃止前に納付した上場手数料の額」は、再上場又は追加上場に係る上場手数料の納入期日に現に効力を有する「徴収標準」により計算される金額をいうものとする。</u></p> <p>(4)~(8) (略)</p> |
| <p>(年間上場料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に定めるところによるほか、当取引所のみ</p>  | <p>(年間上場料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>  |

上場している株券の発行者並びに当取引所及び東京証券取引所以外の証券取引所に上場している株券の発行者は、T D n e t 利用料として、年額9万6千円を納入するものとする。

4 T D n e t 利用料については、前項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) T D n e t 利用料の計算は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(2) T D n e t 利用料は、年2回に分けて、8月末日と翌年2月末日までにおのおの半額を納入するものとする。

(3) 第1号の規定にかかわらず、T D n e t 利用料は、以下に定める場合に該当したときは、月割りで按分するものとし、対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。

a 新規上場申請者に係るT D n e t 利用料は、新規上場した日を含む月の翌月からその対象とする。

b 上場廃止が決定した上場会社に係るT D n e t 利用料は、上場廃止が決定した日を含む月以降その対象から除外する。

c 東京証券取引所に重複上場することとなった上場会社に係るT D n e t 利用料は、重複上場する日を含む月までその対象とする。

平成14年4月1日制定付則

(年間上場料に係る経過措置)

第3条 この規則第3条第1項並びに同条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、改正商法施行日以後の納入期に係る株券の年間上場料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

付 則

この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

平成14年4月1日制定付則

(年間上場料に係る経過措置)

第3条 この規則第3条第1項並びに同条第3項第1号及び第2号の規定にかかわらず、改正商法施行日以後の納入期に係る株券の年間上場料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>4 第6条（上場手数料及び年間上場料）関係</p> <p>第6条に規定する「当取引所が定める上場手数料及び年間上場料」は、普通株に転換する条件が付されている優先株である場合には、次のとおりとする。</p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 営業の主体が名古屋周辺以外にある場合（<u>当取引所のみを上場を申請した場合を除く。</u>）には、上場手数料をその2分の1とする。</p> <p>(2)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。</p> | <p>4 第6条（上場手数料及び年間上場料）関係</p> <p>第6条に規定する「当取引所が定める上場手数料及び年間上場料」は、普通株に転換する条件が付されている優先株である場合には、次のとおりとする。</p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 営業の主体が名古屋周辺以外にある場合には、上場手数料をその2分の1とする。</p> <p>(2)（略）</p> |

新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>4 第5条（上場手数料及び年間上場料）関係<br/>第5条に規定する「当取引所が定める上場手数料及び年間上場料」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 上場手数料<br/>a～e（略）<br/>f 営業の主体が名古屋周辺以外にある場合（<u>当取引所のみを上場を申請した場合を除く。</u>）には、上場手数料をその2分の1とする。</p> <p>(2)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。</p> | <p>4 第5条（上場手数料及び年間上場料）関係<br/>第5条に規定する「当取引所が定める上場手数料及び年間上場料」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 上場手数料<br/>a～e（略）<br/>f 営業の主体が名古屋周辺以外にある場合には、上場手数料をその2分の1とする。</p> <p>(2)（略）</p> |

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正  
新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>4 上場手数料及び年間上場料の取扱い（新株予約権付社債券等特例第5条関係）</p> <p>上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>a～d（略）</p> <p>e 営業の主体が名古屋周辺以外にある場合（<u>当取引所のみを上場を申請した場合を除く。</u>）の上場手数料は2分の1とする。</p> <p>(2)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年4月1日から施行する。</p> | <p>4 上場手数料及び年間上場料の取扱い（新株予約権付社債券等特例第5条関係）</p> <p>上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 上場手数料</p> <p>a～d（略）</p> <p>e 営業の主体が名古屋周辺以外にある場合の上場手数料は2分の1とする。</p> <p>(2)（略）</p> |